

医師の提案是非触れず

透析中止の学会指針案

非終末期

日本透析医学会(理事長・中元秀友・埼玉医大教授)は20日、人工透析治療に関する現行ガイドライン(指針)を改め、終末期の患者であっても治療中止を認める案をウェブサイトで公表した。透析治療中止は死に直結するが、「最終的な意思決定や希望は、患者本人の基本的権利」と位置づけたうえで、患者や家族の希望を受け、中止を実施するとした。医療者側からの治療中止の選択肢提示については、終末期の場合のみ「提案することもできる」とし、「一方、非終末期には触れなかった。」

学会は、公立福生病院(東京都福生市)の人工透析治療問題を指針案は、末期腎不全(終末期)とは言えない

公立福生病院人工透析治療問題
公立福生病院で2018年8月、東京都内の末期腎不全の女性(当時44歳)に対して透析治療継続と中止の選択肢を医師が示し、中止を選んだ女性が1

い」と従来の考え方を踏襲。終末期でない患者の治療中止について、患者や家族が希望した場合は、医療者は「治療の必要性を繰り返して説明する」と定め

た。さらに、患者らが「治療中止はいつでも撤回可能だが救命できる」とは限らないことも伝

解説 日本透析医学会による人工透析治療を巡る改定指針案は、生死の選択を患者自身に認める内容にもかかわらず、社会的・法的に許容されるかどうかという視点が欠けている。公立福生病院問題では終末期ではない患者に対する治療中止の選択肢提示の是非が焦点の一つだったが、その点にも触れていない。情報のない患者らに向き合う医療現場だけに判断を求めることになり、見直しが必要だ。

社会的・法的視点欠く

透析治療は最も成功した医療の一つだ。国内では計33万0841人(2018年末現在)が治療を受け、10年以上続ける人は約3割に上る。週3日・各4時間程度の拘束はあるが、日常生活を送り、旅行や仕事もできる半面、中止すれば数日から数週間ですべて死すが、患者の人生観だけで死を選ぶことは「自殺」ではないのか、自殺防止を図る国の政策と矛盾しないか、自助ほう助を犯罪と規定した刑法に抵触しないかなど、根本的な議論がなされた形跡はつかえない。

治療中止を巡る国内議論は、これまで終末期を前提に進められてきた。患者の気管チューブを抜いて筋弛緩(しかん)剤を投与した医師の殺人罪での有罪判決が確定した川崎協同病院事件の最高裁判決(09年)も、終末期を巡る治療中止の是非を検討した。非終末期を巡る議論は積み上げがない。一層の慎重さが求められる。【斎藤義彦】

「障害者殺そうと思う」

相模原殺傷被告 事件の年、友人に

相模原市の障害者施設で2016年7月、利として殺人罪などに問われる元同僚職員が植

る説明過程を、よの明(online)で26日まで募集している。2月16日学会は、一般からの意見をメール(tose@kissakakai.org)に送る。3月末までに指針を正式策定する。

都内の大学の教育学科に入学し、12年に小学校教諭1種免許を取得して卒業した。教育実習の総合評価はB(70〜79点)で「どんな人とも明るく接すること」が得意と評価されていた。教員の採用試験は受ける、知人の紹介で12年12月から園で働き始めた。

友人は証言で、大麻を吸っても暴力的になるなどの変化は感じられなかったとし、幼なじみの友人らは、被告が16年に入ると障害者を排斥する主張を周回打ち明け始めたと言っていた。

この女性は証言の中で被告が高校のクラスメイトの存在で純粋な性格だったと振り返る。障害者を殺害するという考えを聞いた女性や友人らが説得を試みたものの、被告は「なんで理解してくれないんだ」といらだたんで話がかみ合わなかった。【中村絃葉、国本愛、洪政寛】

幼なじみの友人らの証言によると、被告は大学時代から危険ドラッグを使用し、卒業後は大麻を使っていた。